

労務安全関係書類の運用ルール

書類	書類の流れ	書類作成・通知条件	添付書類
施工体制台帳 作成建設工事 の通知	1次が2次に、2次は3次にと下位に本書面を通知 * 通知文書につき提出書類ではありません * 施工体制台帳作成対象工事に該当の場合、 必ず本通知の内容をご確認ください	施工体制台帳作成対象工事 かつ 2次以下が存在する場合	—
施工体制 台帳	飯田組にて左欄を記入し1次へメール、 又は直接渡し、 1次は右欄を記入し飯田組へ提出	作成条件に該当の場合は 飯田組より 作成のお願いをします	2次以下がある場合、 再下請通知書、 下請業者編成表
下請業者 編成表	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	施工体制台帳作成対象工事 かつ 2次以下が存在する場合	再下請通知書
再下請 通知書(変更)	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	施工体制台帳作成対象工事 かつ 2次以下が存在する場合	下請業者編成表、 資格・免許証写し、 請負契約書・約款写し
作業員名簿	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	作成条件に該当の場合は 飯田組より 作成のお願いをします	資格・免許証写し
安全送り出し 教育報告書	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	作成条件に該当の場合は 飯田組より 作成のお願いをします	—
(持込機械等) ・移動式クレーン ・車両系建設 機械使用届	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	2次以下含め書式記載の 対象機械を持ちこむ場合	定期自主検査帳票の写し、 (移動式クレーンの場合) 任意保険の写し
(持込機械等) ・電動工具 ・電気溶接機 使用届	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	2次以下含め書式記載の 対象機械を持ちこむ場合	—
工事用車両 使用届	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	2次以下含め工事用車両を 持ち込む場合	任意保険証写し
有機溶剤・ 特別化学物質 等持込使用届	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	2次以下含め書式注記の 対象物質を持ちこむ場合	(ある場合) 作業手順書 MSDS
火気使用願	1次会社より提出 (2次以下は1次を介し提出)	2次以下含め書式記載の 対象火気を持ちこむ場合	—